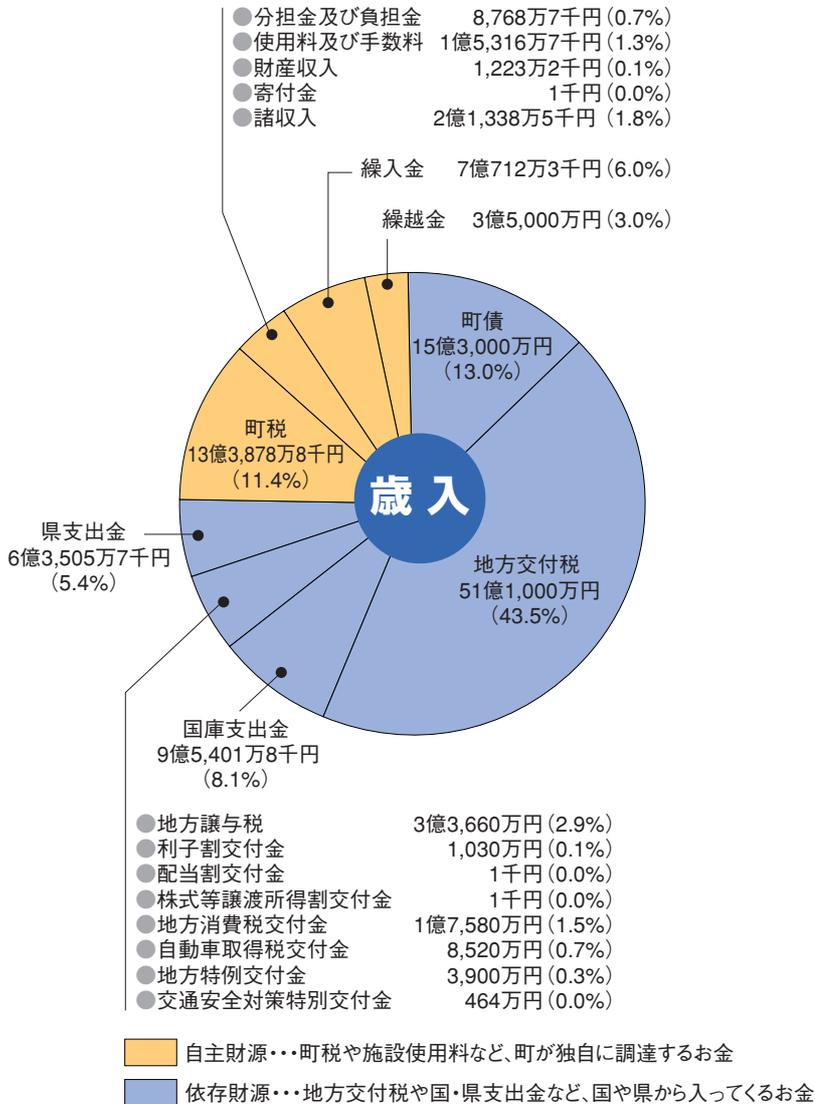


# 17年度予算がスタート

## 117億4300万円に



まちづくり元年となる平成十七年度の当初予算が、三月に開かれた町議会定例会で可決されました。一般会計と五つの特別会計を合わせた町の予算総額は、百七十九億六千二百十八万円。このうち、一般会計当初予算は百十七億四千三百万円、旧三町村の平成十六年度当初予算の合計と比較すると約十二パーセント、十五億二千七百六十七万五千円の減となりました。

### キーワード (歳入・歳出)

- 町税**▶ 町に属する税金で、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税などがある。
- 分担金及び負担金**▶ 町が特定の事業を行う場合、その経費に充てるため特別に関係のある人から、その経費の全部又は一部を徴収するもの。
- 使用料及び手数料**▶ 町の施設を利用した場合や、証明書等の交付を受けた場合に、利用者等が負担したお金のこと。
- 線入金**▶ 特定の目的のために積み立てていた基金(貯金)や特別会計から一般会計に繰り入れられたお金のこと。
- 町債**▶ 町が資金調達のために行う長期借入(借金)のこと。将来返済が必要になります。
- 地方交付税**▶ 全国の地方自治体は、それぞれ人口や企業の数が異なっているため、税収に大きな開きがある。そのような自治体ごとの税収の差をならし、どこでも一定の水準以上の行政サービスを提供するため、国の税金(所得税、法人税、酒税など)の一部を地方自治体に配分するお金のこと。
- 国庫支出金・県支出金**▶ 特定の事業をするために、その経費に使用することを条件として、国・県から交付されるもの。
- 義務的経費**▶ 法令やその性質により支出が義務付けられている経費のこと。この数値が高いほど財政の硬直化を示す。
- 投資的経費**▶ 支出の効果が最終的に資本形成に向けられる普通建設事業費、災害復旧事業費などの経費のこと。数値が高いほど歳出の自由度が増しているといえる。
- 扶助費**▶ 高齢者、児童、心身障害者等に対して行っているさまざまな扶助(援助)に要する経費のこと。
- 公債費**▶ 地方公共団体が借り入れた地方債の元金と利子の返済に充てる経費のこと。
- 物件費**▶ 各種事業の委託料のほか、臨時職員の賃金、消耗品・印刷製本費等の需要費、郵便料等の役務費などの経費のこと。
- 補助費等**▶ 一部事務組合や各種団体などへ負担金、補助金として支払う経費のこと。

### 歳入

地方交付税が  
四十三・五%を占める

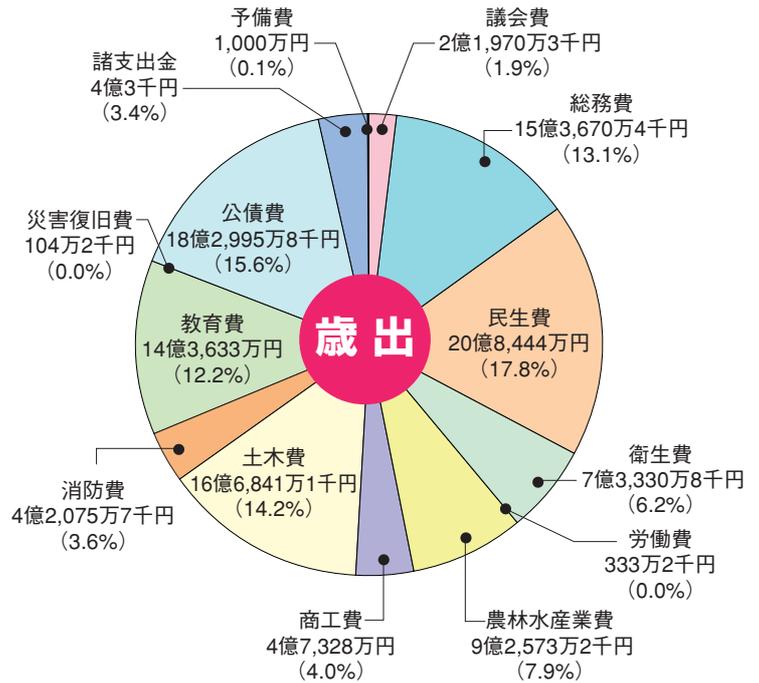
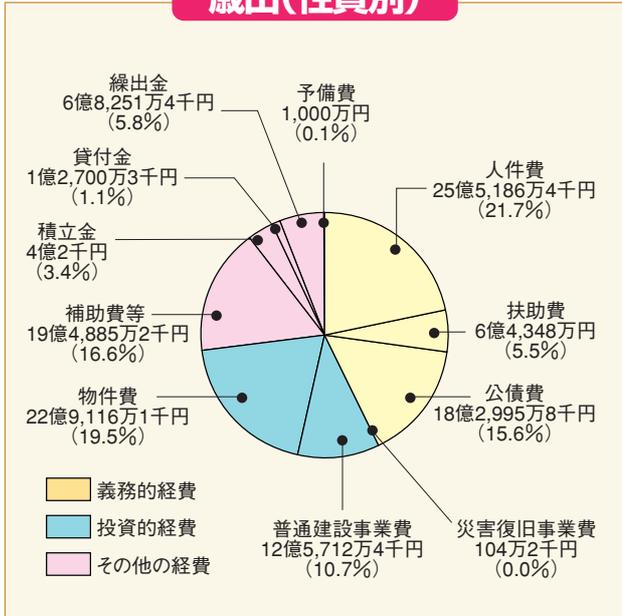
歳入は、町に入ってくる一年間のお金のことです。歳入については、自主財源の少ない本町にとって、地方交付税の動向が本町財政を大きく左右することから、平成十七年度地方財政計画を参考にしながらその額を厳しく算定するとともに、不測の事態の財政需要にも対応できるように一定の留保にも配慮しました。その結果、地方交付税の額は、歳入予算の四十三・五パーセントを占める五十一億一千万円となっています。

また、自主財源で最も多い町税は、平成十六年度の課税状況を踏まえ計上した結果、歳入予算の十一・四パーセントを占める十三億三千八百七十八万八千円となっています。

# まちづくり元年となる

## 一般会計当初予算は

### 歳出(性質別)



### 平成17年度特別会計予算

特別会計		62億1,918万円
内訳	国民健康保険特別会計	22億2,454万1千円
	老人保健特別会計	25億7,476万円
	簡易水道事業特別会計	8億7,687万3千円
	下水道事業特別会計	3億2,752万6千円
	農業集落排水事業特別会計	2億1,548万円

次いで、公債費が十八億二千九百九十五万八千円(十五・六パーセント)、土木費が十六億六千八百四十一万一千円(十四・二パーセント)、総務費が十五億三千六百七十四万四千円(十二・一パーセント)、教育費が十四億三千六百三十三万五千円(十二・二パーセント)と続いています。

一方、性質別で見ると、人件費が二十五億五千八百六十四万四千円、全体の二十一・七パーセントと最も多くの割合を占めています。

次いで、物件費が二十二億九千六百一十一万一千円(十九・五パーセント)、補助費等が十九億四千八百八十五万二千円(十六・六パーセント)と続いています。

### 歳出

民生費が十七・八%を占める

一方、町の借入金である町債は、起債可能な取り組みはできるだけ活用することとし、十三パーセント、十五億三千万円となっています。

繰入金については、歳入不足を補うため、財政調整基金を七億七百七十二万三千円を取り崩し、繰り入れられました。